

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の公表について

当金庫では働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定しましたので公表します。

平成 23 年 3 月 1 日

東栄信用金庫行動計画

1. 計画期間 平成 23 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日までの 4 年間

2. 内容

目標 1：育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を周知する。

<対策>

- ・平成 23 年 4 月から育児休業法等関係諸法令の改正情報等の内容を掲示または通知し、必要に応じて、就業規則、育児・介護休業規程等を整備し、常に最新情報がわかるように周知する。

目標 2：平成 23 年 4 月より、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定し、実施する。

<対策>

- ・平成 23 年 4 月からノー残業デーの開始
- ・庫内文書による職員への周知徹底（年 4 回）

目標 3：年次有給休暇の取得促進のための措置を実施する。

<対策>

- ・平成 23 年 4 月から年次有給休暇の取得促進のため、掲示または通知により職員への周知を図る。

以上